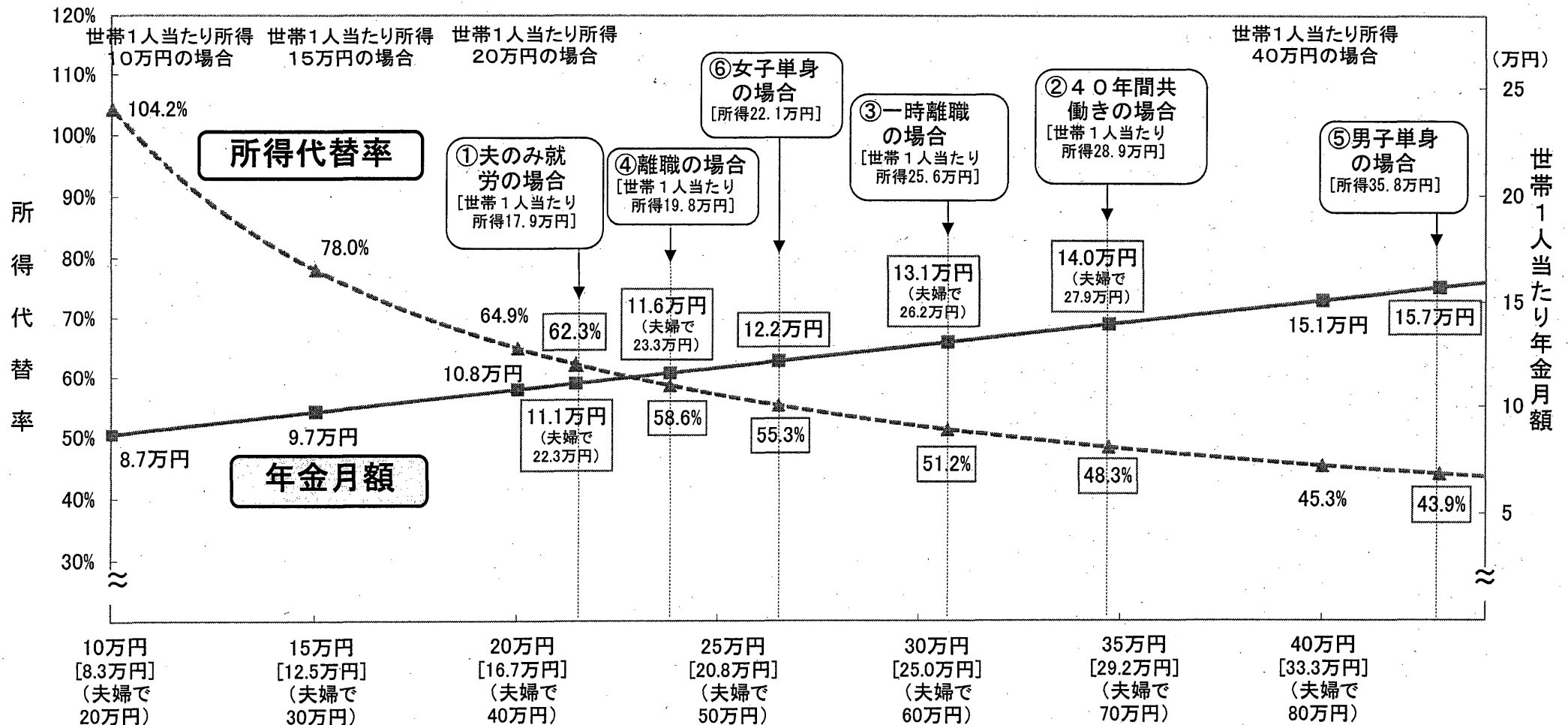


現在における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成21年度水準)

○ 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))。



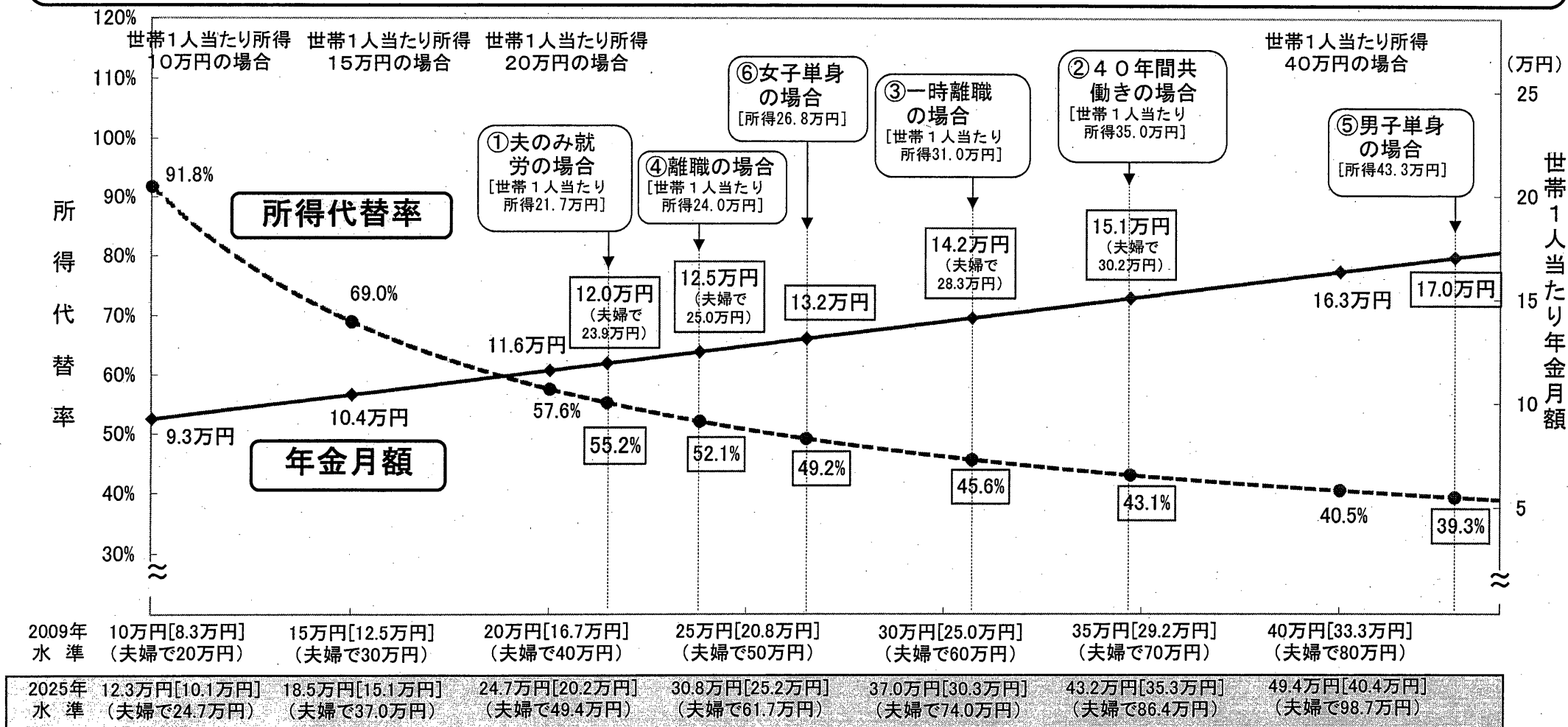
世帯1人当たり所得(ボーナス込み)
[手取り賃金(月額換算値)]

(注1) 世帯1人当たり所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

(注2) 例えば、世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく62.3%となる。

平成37(2025)年度における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成21年財政検証、基本ケース—

- 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))。
- マクロ経済スライドによる給付調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%弱、名目2%弱程度)があれば、物価で現在価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



(注1) 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

(注2) 平成37(2025)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

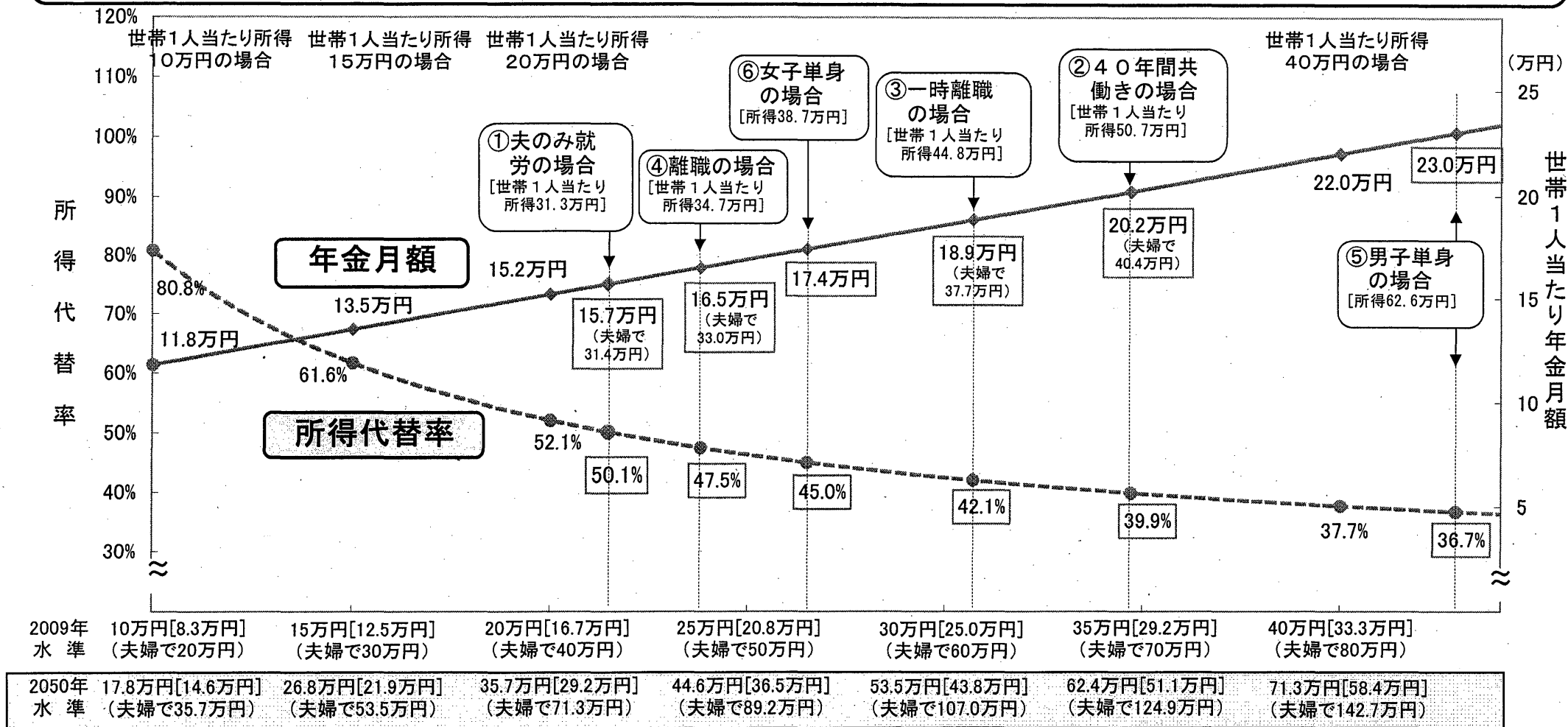
所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

(注3) 例えば、平成21(2009)年度水準で世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく55.2%となる。

世帯1人当たり所得(ボーナス込み)
[手取り賃金(月額換算値)]

平成62(2050)年度における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成21年財政検証、基本ケース—

- 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))。
- マクロ経済スライドによる給付調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%弱、名目2%弱程度)があれば、物価で現在価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



(注1) 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

(注2) 平成62(2050)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

(注3) 例えば、平成21(2009)年度水準で世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.1%となる。

世帯1人当たり所得(ボーナス込み)
[手取り賃金(月額換算値)]

下記の世帯類型については、男女それぞれの平均標準報酬を用いて機械的に設定したものであり、それぞれの世帯類型の平均像を示したものではない。それぞれの世帯における年金月額や所得代替率は世帯一人当たり所得により変わる。

各世帯類型の給付水準計算の基礎になっている所得水準（世帯一人当たり手取り賃金（ボーナス込み））

	現在(平成21年水準)	2025年	2050年
①夫のみ就労の場合 (夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯)	17.9万円 (夫婦で35.8万円)	21.7万円 (夫婦で43.3万円)	31.3万円 (夫婦で62.6万円)
②40年間共働きの場合 (夫、妻ともに40年間フルタイムで就労する世帯)	28.9万円 (夫婦で57.8万円)	35.0万円 (夫婦で70.1万円)	50.7万円 (夫婦で101.3万円)
③一時離職の場合（再就職後フルタイム） ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯 ・ 妻の通算就労期間は、新規裁定年金（老齢相当）の平均被保険者期間（平成19年度：27年11月）により設定 ^(※1)	25.6万円 (夫婦で51.2万円)	31.0万円 (夫婦で62.0万円)	44.8万円 (夫婦で89.6万円)
④離職の場合 ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産後離職し、専業主婦となる世帯 ・ 妻の離職前の就労期間は、新規裁定年金（通老相当）の平均被保険者期間（平成19年度：7年1月）により設定 ^(※1)	19.8万円 (夫婦で39.7万円)	24.0万円 (夫婦で48.1万円)	34.7万円 (夫婦で69.5万円)
⑤男子単身の場合 ・ 単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	35.8万円	43.3万円	62.6万円
⑥女子単身の場合 ・ 単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	22.1万円	26.8万円	38.7万円

※1 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

※2 現在水準の夫の賃金月額は、平成21年財政検証における平成21年度の標準的な年金額の算出に使用した平均標準報酬42.9万円（ボーナス込み、月額）、妻の賃金月額は、平均標準報酬26.5万円（フルタイム時、ボーナス込み、月額）を用いて計算。
手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）は、上記の額に可処分所得割合である0.833倍（2025、2050年水準の場合0.818倍）して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数／480月」を乗じて算出。

※3 2025、2050年時点の手取り賃金は、平成21年度水準のものを平成21年財政検証の基本ケースにおける経済前提を用いてスライドさせて算出。

※4 2025、2050年時点の金額は、それぞれの時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したものの。